1 日時 令和6年2月22日(木)

午後1時30分~午後2時45分

- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 報告
  - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処 理について
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処 理について
  - (3) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書専決処理について
  - (4) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書専決 処理について
  - (5) 土地現況証明願専決処理について
  - (6) 生産緑地の取得のあっせんについて
- 4 その他
  - 各地区農業者と運営協議会委員との意見交換会結果について (1)
  - (2) 農業者研修会の開催結果について
  - (3) 令和6年度行事予定表(案)について
- 5 出席委員 1 榎本 喜志郎

2 榎原 靖彦

3 角田 和子

4 奥 祐次

5 西 盛

6 西川 聡志

7 吉田 俊之

8 下井 繁

9 橋本 家平 12 田口 末次

10 川上 光男 13 辻本 忠正 11 島中 秀樹 <sup>14</sup> 前田 義昭

15 水田 和真

16 山本 元治

16 名)

6 欠席委員

0 名)

議長

皆様、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうご ざいます。

議長

ただ今から、令和5年度 第11回農業委員会を開会いたしま

開会に当たりまして、現在の出席委員は16名で、「農業委員 会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会は成 立します。

本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただいてご 異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

異議なしとの事でございますので、山本委員、榎本委員にお 願いいたします。

それでは、早速、案件に進ませていただきます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転 用届出専決処理についてから、報告第6号 生産緑地の取得の あっせんについてまで、報告願います。

事務局

(報告1 整理番号16・17を説明)

榎原委員

届出地の現在の状況は、まだ、果樹や野菜を耕作されています。水路等はありませんでした。

周囲の状況は、東側は共同住宅、西側は商店、南側は道路、 北側は駐車場となっています。

事務局 榎原委員 (報告1 整理番号18を説明)

届出地の現在の状況は、立体駐車場になっています。

周囲の状況は、東、西及び南側はビルが建っており、北側は 道路となっています。

榎本委員

届出地の現在の状況は、2階建倉庫が建てられており、周辺の状況は、東側は田んぼ、西側は道路、南側は農機具小屋、北側は住宅となっています。

次の届出地の現在の状況は、看板が設置されており、周辺の 状況は、東側は歩道、西側はマンション、南側は道路、北側は 駐車場となっています。

次の届出地の現在の状況は、駐車場になっており、周辺の状況は、東側は畑、西側は住宅、南側はマンション、北側は道路となっています。

事務局 榎原委員

(報告1 整理番号19を説明)

届出地の現在の状況は、倉庫が建てられています。

周囲の状況は、東及び北側は道路、西側は店舗、南側は墓地となっています。

事務局 角田委員 (報告1 整理番号20を説明)

届出地の現在の状況は、住宅が建てられています。

周囲の状況は、東、西及び南側は住宅、北側は道路となっています。

事務局西委員

(報告2 整理番号9を説明)

届出地の現在の状況は、更地になっています。

周囲の状況は、東、南及び北側は道路、西側は住宅となっています。

事務局 下井委員 事務局 下井委員

事務局 前田委員 (報告3 整理番号28を説明)

現地の状況は、水稲を耕作されていました。

(報告4 整理番号3を説明)

現地の状況は、市民農園を開設されています。

(報告6 整理番号5・6を説明、報告)

(報告5 整理番号8を説明)

現地の状況は、柑橘系の果樹を耕作されていました。

北側に小さな農業倉庫がありました。

事務局 山本委員 (報告5 整理番号9を説明) 理地の状況は、 世縁系の里樹を

事務局議長

現地の状況は、柑橘系の果樹を耕作されていました。

現地の実態調査をしていただきました委員各位におかれましては、ご苦労様でございました。

今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。

西川委員

報告5の土地現況証明願専決処理は頻繁に出てくるものでしょうか。2件続くのはあまりなかったと思うのですが。

事務局

2件とも本人からの申し出によるもので、1件目の土地は、 地番はあるのですが、公図に載っていなく、元々農地として使 用していたので、農地として証明してほしい旨の申し出があり ました。

2件目は、以前は農地として使用していませんでしたが、現在は果樹を植えられており、農地として使用していますので、 今回、農地として証明したものです。

水田委員

報告1の農地転用届のところで、先に建てたとか駐車場にしたなどのケースがありましたが、先に何か建てることは農地法違反ということをホームページなどに記載できないでしょうか。

事務局

農委だよりやホームページの転用のページで、あらかじめ転用届を出さないといけないと記載していますが、ホームページにもう少しわかるように工夫したいと思います。

議長

売買や何か証明をとる時に、農地であったと判明することや、転用届出の意識がない場合もあります。

農地パトロールの強化も必要と思います。

議長

他にご意見、ご質問がはございますか。

質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

その他(1) 各地区農業者と運営協議会委員との意見交換会結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1に基づき説明)

議長た

ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。

西川委員

感想ですが、後継者問題において、孫など子供が小さい頃から作業に参加させることが大事だというのは、すごく良いコメントだと思います。

稲刈りの時の埃については、農家さんが市民にアプローチする際のチラシやフライヤーのフォーマットを作ると便利だと思います。

議長

他にご意見、ご質問がはございますか。

質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

その他(2) 農業者研修会の開催結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2に基づき説明)

議長

ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。

一同

(質問なし)

議長

質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

その他(3) 令和6年度行事予定表(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料3に基づき説明)

議長

ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。

議長

農事相談について、一般の農家さんへ案内はどのような形で していますか。

事務局

農家の方からご相談を受けた時に、農事相談で相談した方がよい場合があれば案内をしています。

議長

ご存知でない方もいると思いますので、広報も考えないといけない。

事務局議長

農委だよりでも広報したいと思います。 他にご意見、ご質問がはございますか。

質問がないようですので、事務局他にありませんか。

事務局議長

(連絡事項)

ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。

一同議長

(質問なし)

質問がないようでございますので、本日の案件は終了しました。

これをもちまして、本日の委員会は閉会いたします。

次回、第12回農業委員会は、令和6年3月28日、木曜日に 特別会議室で行う予定です。

開催時刻は、午後1時30分からです。

皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員